

北海道に於ける“核ゴミ処分”を巡る経緯

- 2000年 5月 特定放射性廃棄物最終処分法成立
10月 「放射性物質は受け入れがたい」とする北海道条例可決
核ごみ最終処分事業主体 原子力環境整備機構 NOMO 発足
11月 幌延、北海道、核燃料サイクル開発機構（旧動燃） 三者協定成立
- 2002年 12月 NUMO が処分地選定調査を受け容れる自治体の公募開始
- 2007年 1月 高知県東洋町が文献調査に応募・NUMO が受理
4月 町長選挙で反対派新町長就任・応募取り下げ
5月 東洋町議会が放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例を制定
- 2011年 3月 東日本大震災 福島原発事故
- 2012年 放射性廃棄物ワーキンググループ（以下、廃棄物 WG）設置
- 2013年 12月 17日 第1回最終処分関係関係会議
「高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた新たなプロセス」として、
「国が科学的根拠に基づき、より適性が高いと考えられる地域(科学的有望地)を提示する」とし
「国が前面に立って重点的な理解活動を行った上で、複数地域に対して申し入れを実施する」
ことを決めた。
- 2017年 7月 国が最終処分に適した場所を示す「科学的特性マップ」を公表
- 2019年 8月 2日 日本原子力開発機構（JAEA）が幌延町、北海道に深地層処分研究期間9年延長を申し入れ
3日 幌延 市民集会と原子力機構との交渉・現地抗議集会
29日 幌延深地層研究成果発表会 道民に対する説明会の開催
10月 「令和2年度以降の幌延深地層研究計画（案）に関する道民からの質問募集
11月 6日 第5回「確認会議」終了（第一回10/17～20、23、31、11/6までの5回）取りまとめ
鈴木北海道知事 申し入れの容認を匂わす発言
12月 5日 「確認会議の取りまとめに関する道民から意見募集」の締め切り
定例北海道議会 補正予算委員会 原子力機構「最終処分地にしない」と説明したと報告
10日 鈴木北海道知事は「判断した」ことを会見で発言
- 2020年 ■ ■ ■
1月 14日～16日 道内4ヶ所のみで道民向け説明会開催
1月 24日 鈴木直道北海道知事 研究期間延長申し入れへの回答
6月 26日 原子力機構から幌延町に対し、「令和元年度調査研究成果報告」の提出・説明
6月 29日 原子力機構から道に対し、「令和元年度調査研究成果報告」の提出・説明
7月 3日 道民から研究成果・研究計画に関する質問募集（～8月3日）
7月 7日 幌延周辺市町村へ道から道民から「令和元年度調査研究成果報告」及び
「令和2年度調査研究計画」について説明
7月 15日 原子力機構が幌延町で住民説明会開催
7月 21日 原子力機構が札幌市で住民説明会開催
8月 12日 寿都町 文献調査応募検討を表明
9月 8日 神恵内町商工会が文献調査応募検討を求める請願を神恵内村議会に提出
8月 31日、10月 16日、10月 23日 北海道、幌延、原子力機構による「確認会議」3回開催
10月 8日 寿都町がNUMOに文献調査応募
9日 神恵内村政府の申し入れを受け、文献調査を受け入れると表明

条例(環境・エネルギー課)

北海道における特定放射性廃棄物に関する条例

北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(なお、公布の日は平成12年10月24日)

幌延町における深地層の研究に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）、幌延町（以下「乙」という。）及び核燃料サイクル開発機構（以下「丙」という。）は、丙による幌延町における深地層の研究を計画に沿って推進するために、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲、乙及び丙は、この協定を誠実に履行しなければならない。

第2条 丙は、研究実施区域に、研究期間中はもとより研究終了後においても、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはしない。

第3条 丙は、深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、又は貸与しない。

第4条 丙は、深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする。

第5条 丙は、当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しない。

第6条 丙は、積極的に情報公開に努めるものとする。

第7条 丙は、計画の内容を変更する場合には、事前に甲及び乙と協議するものとする。

第8条 丙は、毎年度、当該年度の研究内容、前年度の研究成果及び各試験研究段階ごとの具体的な事業内容等を甲及び乙に十分説明するものとする。

第9条 甲及び乙は、この協定に規定する事項を確認するために、必要に応じ立入調査を行うことができるものとする。また、甲及び乙は第14条に規定するこの協定の履行状況を確認するための機関に当該立入調査を行わせることができるものとする。

第10条 丙は、深地層の研究の推進に当たっては、雇用その他を地元優先で行うなど地域振興に積極的に協力するものとする。

第11条 丙は、深地層の研究所を国内外に開かれたものとするために、道内外の大学をはじめとする研究機関等の参加を求めるとともに、地震研究その他の学術的な研究の場として広く提供するものとする。

第12条 甲、乙及び丙は、風評被害の未然防止の措置について協議するものとする。

第13条 甲、乙及び丙は、環境保全のための措置について協議するものとする。

第14条 甲及び乙は、この協定の履行状況を確認するための機関を設置することができるものとする。

第15条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、協議の上、甲は丙に対し違反の程度に応じて深地層の研究停止などの必要な措置をとることができるものとし、丙はこれに従うものとする。

また、甲又は乙は、必要があると認めるときは、協議の上、丙が違反した事項を公表できるものとする。

第16条 この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙及び立会人記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成12年11月16日

甲 北海道
北海道知事 堀 達也

乙 幌延町
幌延町長 上山利勝
茨城県那珂郡東海村村松4番地49

丙 核燃料サイクル開発機構

理事長 都 甲 泰 正

東京都千代田区霞ヶ関2丁目2番1号

立会人 科学技術庁原子力局長 中 澤 佐 市



環エネ第1480号
令和2年(2020年)1月24日

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 様

北海道知事 鈴木 直道

「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」について(回答)

令和元年8月2日付け令01原機(幌)037及び令和元年12月6日付け令01原機(幌)060により協議申し入れのあった「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」については、受け入れることとします。

合わせて、研究計画の推進に当たって、次の事項を実施すること。

記

- ・ 今後とも「三者協定」に則り研究に当たること
- ・ 9年間の研究期間を通じて必要な成果を得て研究を終了できるよう取り組むこと
- ・ 研究の実施主体として責任をもって計画に即して研究を進めること
- ・ 安全管理に関する情報や埋め戻しの考え方など、道民の皆様の不安や懸念の解消につながる情報について、あらゆる機会を通じ、分かりやすくかつ丁寧に提供すること
- ・ 研究の実施状況を分かりやすく説明できるよう、今後の研究の工程表を整理し公表すること
- ・ 道及び幌延町が三者協定に基づき毎年度開催する確認会議において、年度毎の計画や実績のみならず、研究に対する評価やその他研究の推進に関することについても報告するとともに、地域での説明会等で積極的に情報発信すること

(担当部署)
経済部産業振興局環境・エネルギー室
調整グループ
電話 011-204-5318 (ダイヤルイン)
FAX 011-222-5975

幌延研究施設の掘削延長「丁寧に説明を」

道、原子力機構に要望

道は5日の道議会産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会で、日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センター（宗谷管内幌延町）が、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）地層処分研究施設をより深く掘削する案を示していることを巡り、同機構に研究内容を丁寧に説明するよう求める要望書を提出したことを明らかにした。提出は4日付。要望は13項目で、機構側が現在より150メートル深い地下500メートルでの研究実施の意向を示していることを踏まえ、2028年度までに研究を終了することを改めて求めたほか、分かりやすい工程表の公表や、研究終了後の施設の埋め戻し方法と工事期間を来年度に示すことなどを求めた。

核のごみ調査 申し入れで検討も

11月09日 08時03分

いわゆる「核のごみ」の最終処分場の選定をめぐる調査について、NHKが道内の自治体にアンケートを行った結果、現時点で受け入れを検討している自治体はありませんでした。一方で、5つの自治体が国から「申し入れ」があった場合には「検討する」と回答しました。

原子力発電所の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のごみ」の最終処分場の選定をめぐり、先月9日、後志の寿都町が第1段階の文献調査に応募したほか、神恵内村も調査の受け入れを決めました。

それから9日で1か月となるのを前に、NHK札幌放送局は2つを除く道内177の自治体を対象にアンケートを行い、9日までに98.9%にあたる175から回答を得ました。

このうち、現時点で文献調査の受け入れを検討しているかどうか尋ねたところ、「検討している」と回答した自治体はなく、道北の小平町のみが「どちらとも言えない」と答えました。

「将来的に検討する可能性」についての質問に対しては、道東の別海町のみが「ある」と回答しました。

一方、国から文献調査の「申し入れ」があった場合、どう対応するか尋ねたところ、「検討する」と回答したのは道南の乙部町、奥尻町、後志の積丹町、オホーツク海側の遠軽町、それに別海町の5つでした。

理由について、▽積丹町は「議会への意見を求めた上での最終的な判断となるが、議会としても『受け入れを容認する』との意見となるとは考えられない」としています。

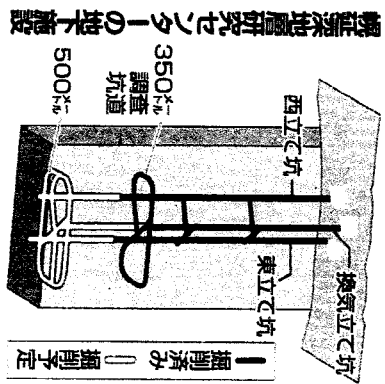
また、▽乙部町は「まずは『申し入れ』を真摯に受け止めたい」、▽遠軽町は「申し入れがあれば、まずは検討する」として、ひとまず国の判断を尊重するという姿勢がみられました。

一方、国が制度を見直せば検討する可能性があるかどうかという質問に対しては、「見直し次第で検討する可能性はある」と答えた自治体が8つありました。

8つの自治体は、「周辺の自治体の理解」や「安全だという明確な根拠」、それに「情報公開」などを条件に挙げていて、今後、幅広い検討に向けてこうした自治体の不安をどうふっしょくするかが課題になります。

幌延500メートル掘削案に警戒感

深地層研提案 9年間で完了不透明



「工期その後の研究期間を考えると、なるべく早く掘削を行えば核のごみ地層処分の素懸に近い環境で調査が可能となる」と、同セクターの山口義文所長は、掘削案に警戒を示す。機構が500メートル掘削案に真体的に言及したのは8月で、道と幌延町が機構の研究まで延長すると決めた調査坑道完成には10年もかかっている。幌延町と周辺住民で組織する市民団体「核廃棄物施設誘致に反対しおろす、道幹部は「研

幌延深地層研究センターの地下施設

核ごみ研究毅然と対応を

家倉 博 69

で終了できるかについて検証するために重要でした。11月中旬まで3回開かれ、日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センター(幌延町)による核のごみ地層処分研究の状況を協議する「確認会議」を傍聴しました。回ゼクターで実施する研究を延長した2028年度までの9年間掘削を表現しています。

道・市民団体「再延長を懸念」

日本原子力研究開発機構・幌延深地層研究センター(岩手県幌延町)が道や幌延町に対し、高レベル放射性廃棄物(核のごみ)地層処分の研究施設を現在より150メートル深い地層500メートルで掘削を進める案を提示したが、被救者を呼んでいる。研究の9年間延長を決めて間もなくの提案に、市民団体などからは「研究の再延長に道を開きかねない」と懸念が出ている。(大崎裕一)

大きくなるため、そのなる「工期その後の研究期間を考えると、なるべく早く掘削を行えば核のごみ地層処分の素懸に近い環境で調査が可能となる」と、同セクターの山口義文所長は、掘削案に警戒を示す。機構が500メートル掘削案に真体的に言及したのは8月で、道と幌延町が機構の研究まで延長すると決めた調査坑道完成には10年もかかっている。幌延町と周辺住民で組織する市民団体「核廃棄物施設誘致に反対しおろす、道幹部は「研

研究の目的
(調査技術開発センター)の掘削による
地下水の状態や岩盤の強度など、核のごみの地層処分環境を確認する
地下開発などにて人が近づくと自然現象の影響を確認する
塵起や浸食など自然現象の影響を確認する

2028年までの研究終了時期を守れるか不透明になる
新たな調査技術開発などが必要になる可能性がある
地圧と地温への対応など、新たな検討内容が生じる可能性がある

い、その後研究成果も出るとなれば、延長期間内では収まらなくなるのでは。研究期間の再延長と懸念がある」と話す。研究会で「9年間で成果を上げ、終了することが大事だ」ときを刺した。道と幌延町は機構の正式提案後に再び確認会議を開き、是非を判断する。機構が研究の必要性と妥当性を示せるか、道と幌延町が研究の期間内終了の保証をどう得るのかが焦点となる。

原子力機構は昨年8月、期間延長を申し入れ、鈴木直道知事が受け入れたのが1月。知事は再延長を認めない旨を表明していますが、500メートル掘削とこれに伴う研究を28年度までに終了できるのでしょうか。

鈴木知事自ら、原子力機構に新たな研究の検討中止を要望し、見玉敏雄理事長が約束した「9年間の研究期間」を守る懸念として対応を取ります。

第5回「幌延深地層研究の確認会議」出席者名簿

《構成員》				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
北海道経済産業振興局	環境・エネルギー一室長	佐藤 隆久	座長	
北海道宗谷総合振興局	産業振興部長	水戸 文彦		
幌延町	副町長	岩川 実樹		
幌延町	企画政策課長	藤田 秀紀		

《専門有識者》 ※五十音順				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
北海道大学大学院工学研究院	地盤環境解析学研究室 教授	石川 達也		
環境フュールド工学部門	地球惑星システム科学講座 特任教授	竹下 徹		
北海道大学大学院理学院	自然史科学専攻	東條 安匡	欠席	
北海道大学工学研究院	環境創生工学部門 准教授	福士 明		
北海学園大学法学部	教授	渡邊 直子		
北海道大学大学院工学研究院	原子力環境材料学研究室 准教授			

《説明者①》				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	地震処分研究開発推進部 部長	瀧尾 俊弘		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	地質環境研究統合課 研究副主幹	水野 崇		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	山口 義文		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	大澤 英昭		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	佐藤 総紀		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	石井 英一		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	納谷 保則		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	牧田 伸治		

《説明者②》				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
文部科学省	放射性廃棄物企画室長	有林 浩二		
経済産業省資源エネルギー庁	放射性廃棄物対策課長	那須 良		

令和2年度 第1回「幌延深地層研究の確認会議」出席者名簿

《構成員》				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
北海道経済環境・エネルギー一局	環境・エネルギー一室長	佐藤 隆久	座長	
北海道宗谷総合振興局	産業振興部長	佐々木 浩司		
幌延町	副町長	岩川 実樹		
幌延町	企画政策課長	角山 隆一		

《専門有識者》 ※五十音順				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
北海道大学大学院工学研究院	地盤環境解析学研究室 教授	石川 達也	欠席	
環境フュールド工学部門	教授	大西 有二		
北海学園大学法務研究科	准教授	佐々木 智之		
北海道科学大学未来デザイン学部 人間社会科学科	准教授	竹下 徹		
北海道大学大学院理学院	地球惑星システム科学講座 特任教授	東條 安匡	欠席	
北海道大学理学専攻	准教授	吉田 聡子		
北海道大学工学研究院	環境創生工学部門 准教授	渡邊 直子		
北海道クリエイト株式会社	代表取締役社長			
北海道大学大学院工学研究院	原子力環境材料学研究室 准教授			

《説明者》				
所 属	職 名	氏 名	備 考	
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 所長	山口 義文		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	佐藤 総紀		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	岩月 輝希		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	杉田 裕		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	牧田 伸治		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	幌延深地層研究センター 副所長	納谷 保則		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	地層処分研究開発推進部 部長	瀧尾 俊弘		
(国研) 日本原子力研究開発機構 核燃料・パワージェン研究開発部門	地層処分研究開発推進部 部長	柴田 雅博		

【住民投票条例の採決せまる】

町民の会共同代表が直接請求した「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例案」について、11月11日(水)に町長が議会に提出します。そして、13日(金)に採決される予定です。

片岡春雄町長は、条例案に反対意見をつけると報じられていますが、きわめておかしなことです。住民投票で賛否を明らかにするより、みずからの肌感覚の方が頼りになるというのでしょうか。さらに、片岡町長は、①文献調査は対話活動の一環であること、②調査期間中は放射性廃棄物を持ち込まないとされていること、③概要調査地区等の選定プロセスにおける判断機会が担保されているといった理由をあげて、住民投票条例に反対するつもりのようです。

まず、良識ある議員の方々には、肌感覚と住民投票のどちらがより民意を反映できるのか、いま一度考えていただきたいです。さらに、文献調査にいったん進んでしまうと、つぎの概要調査の前には、知事と町長の意見は尊重されるだけ(法律には「従わねばならない」と書いていない)、しかも町民の意見は尊重されるわけではないということを考えていただきたいです。町民が反対しても、町長が賛成したら、概要調査に進む可能性があるのです！ 片岡町長ならやりかねないことです。

なお、これまでの寿都町議会は、非公開の全員協議会で、この問題を議論してきましたが、今回ばかりはそうはいきません。議会は公開されます。寿都町のこれから10万年先までを決めるかもしれない大事な議会です。皆さん、傍聴に行きましょう。

それから、お願いです。住民投票条例を可決に導くためには、文献調査に賛成していると言われている議員のどなたかが住民投票条例に賛成しなくてはなりません。反対意見を持つ人間同士でぼやいていても、彼らには届きません。勇気を出して、議員に声をかけましょう。文献調査に賛成している議員だって、人間です。民主的手続きを踏みにじって暴走する片岡春雄町長と一蓮托生の道を歩むことに不安を抱いているはずです。つぎの選挙後に自分は議員でいられるのだろうか、支持者たちは自分のことをどう思っているのだろうか、せめて住民投票はするべきではないか、と考える議員もいるにちがいません。迷っている議員に「住民投票やりましょうよ」とそっと声をかけ、決断を後押ししてあげましょう。

【住民投票の実施に賛成しますか？】

11月3日の小泉純一郎元総理講演会「日本の歩むべき道」にて、来場者にアンケートをいただきました。439人の来場者がありましたが、そのうち289人の方たちが協力してくださいました。

「住民投票の実施に賛成しますか？」という質問に対して、賛成242人、反対12人、どちらでもない27人、無回答8人という結果でした。住民投票条例の議決にあたっては、この民意を反映していただきたいと思えます。

以上のほか、「情報公開審査会」「大阪市の住民投票」「NUMOへ抗議文提出」といった記事を掲載しています。詳しくはチラシをご覧ください。

